

# 計画の位置づけ

## 計画の概要

健康推進計画、食育推進計画、自殺総合対策計画の3つの法定計画を一体的に協議し策定する(計画期間:R6年度～R11年度)

【計画の概要及び国・都・市計画との関連】

	健康推進計画	食育推進計画	自殺総合対策計画
内容	健康増進施策の基本的方向や目標について定めるとともに、母子の健康水準を向上させる取組を推進するための計画	食育の推進に関する基本的な方針や目標について定める計画	社会全体で自殺対策を総合的に推進するための計画
根拠法	健康増進法、成育基本法	食育基本法	自殺対策基本法
国	健康日本 21 (第二次) 計画期間：H25年度～R5年度 健やか親子 21 (第2次) 計画期間：H27年度～R6年度	第4次食育推進基本計画 計画期間：R3年度～R7年度	自殺総合対策大綱 (現行：R4年10月14日閣議決定)
都	東京都健康推進プラン 21 (第二次) 計画期間：H25年度～R5年度 東京都子供・子育て支援総合計画 (第2期) 計画期間：R2年度～R6年度	東京都食育推進計画 計画期間：R3年度～R7年度	東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～(第1次) 計画期間：H30年度～R4年度
市の 現行 計画	武蔵野市第4期健康推進計画・食育推進計画 計画期間：H30年度～R5年度	武蔵野市第4期健康推進計画・食育推進計画 計画期間：H30年度～R5年度	武蔵野市自殺総合対策計画 こころ・いのち 支えあうまち むさしの 計画期間：H31年度～R6年度

# 現行の健康福祉総合計画における各施策の位置づけ

	地域福祉計画	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	障害者計画・ 障害福祉計画
内容	地域のさまざまな福祉分野の課題の解決に向け一体となって推進するためのしくみをつくる計画	高齢者に関する各種事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画	障害者に関する各種事業や障害福祉サービスの実施に関する総合的な計画
根拠法	社会福祉法	老人福祉法、介護保険法	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法
国	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（策定の指針）	地方自治体の策定支援（システムの提供等）	障害者基本計画（第4次） 計画期間：H30年度～R4年度
都	第二期東京都地域福祉支援計画 計画期間：R3年度～R8年度	第8期東京都高齢者保健福祉計画 計画期間：R3年度～R5年度	東京都障害者・障害児施策推進計画 計画期間：R3年度～R5年度
市の現行計画	武蔵野市第5期地域福祉計画 計画期間：H30年度～R5年度	武蔵野市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 計画期間：R3年度～R5年度	武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画 計画期間：R3年度～R5年度